

1 管理運営

1.1 運営諮問会議

運営諮問会議は、国立学校設置法に基づき「大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画等に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うこと」を目的として設置されており、本学職員以外の者で社会の各層から選出した、大学に関して広くかつ高い見識を有する次の10名の有識者により構成された。

| | | |
|-----|-------|-------------------|
| 議長 | 小池唯夫 | 毎日新聞社相談役 |
| 副議長 | 大崎仁 | 国立学校財務センター所長 |
| 委員 | 青木利晴 | N T Tデータ代表取締役社長 |
| 〃 | 鶴川昇 | 茗溪会理事長 |
| 〃 | 岸輝雄 | 物質・材料研究機構理事長 |
| 〃 | 末松安晴 | 国立情報学研究所長 |
| 〃 | 鳥居泰彦 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| 〃 | 西野虎之介 | 常陽銀行取締役会長 |
| 〃 | 橋本昌 | 茨城県知事 |
| 〃 | 宮本美沙子 | 前日本女子大学長 |

平成15年度運営諮問会議は3回開催され、議題は別記の「運営諮問会議開催状況」のとおりである。法人化の準備状況等に対し、委員からの主な助言等は要次のとおりであった。

1 「法人化の準備状況」について

- (1) 現行の教育審議会や研究審議会といった全学的な大学の意思決定のプロセスをどのようにするのか、経営協議会や教育研究評議会等できちんと機能することを期待したい。
- (2) 法人化により、学長の権限が強くなり、また責任も大きくなるので、学長を補佐し、企画立案できる組織をしっかりと固め、トップダウン方式による大学運営を期待している。

2 「国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考方法等」について

- (1) 新学長に対する学内の支持がないと、大学運営は困難となるので、選考のための意向調査を行うのであれば、学内の意向をできるだけ明確にした方が良いのではないかと。
- (2) 学長候補者の選考を学外の委員を含む学長選考会議で行うので、被推薦者の経歴、教育研究業績及び大学運営に関する考え方を表明することが必要である。

3 「中期目標・中期計画」について

- (1) 6年間の「中期目標・中期計画」では、硬直化が心配されるので、6年間で固定せずに毎年バージョンアップし、環境適応力を高める必要がある。
- (2) 非常に漏れがなく整っている。特に教育の成果に関する目標にある「筑波スタンダード」について興味があるが、すばらしい運用となることを期待している。

4 「平成14年度卒業・修了者の進路状況」について

- (1) 博士課程の就職状況が急速に悪化していることについて、企業側からすると、その企業分野に合致する専門家として採用することは勿論であるが、企業内での研究テーマは数年で変わっていくことが多く、基本的には新しい創造的な概念を創出する能力と強いリーダーシップを望んでいる。そのような卒業生は年々減少している感があり、狭い専門分野だけではない人材養成に努めてほしい。

以上の助言等は、その都度評議会に報告され、大学の管理運営及び教育研究組織における教育研究活動に反映された。

【運営諮問会議開催状況】

| 日時・場所 | 議 題 |
|----------------------------------|--|
| 平成15年度第1回 平成15年6月4日 茗溪会館 | 1 国立大学法人筑波大学の最初の学長の選考方法等について 2 国立大学法人筑波大学の中期目標・中期計画（案）について 3 平成15年度筑波大学年次計画について 4 筑波大学法人化準備委員会の設置について 5 筑波大学の将来設計について 6 平成16年度概算要求について 7 大学評価・学位授与機構による大学評価結果について 8 平成14年度卒業・修了者の進路状況について 9 平成15年度入学状況について 10 その他 |
| 平成15年度第2回 平成15年12月11日 茗溪会館 | 1 国立大学法人筑波大学の最初の学長候補者について 2 法人化の準備状況について 3 21世紀COEプログラムの採択状況について 4 特色ある大学教育支援プログラムの採択状況について 5 産学連携について 6 つくば市との連携協定について 7 その他 |
| 平成15年度第3回 平成16年3月11日 茗溪会館 | 1 法人化の準備について 2 筑波大学法科大学院の基本計画について 3 平成14年度筑波大学年次報告書について 4 その他 |

1.2 評議会

1 評議会の活動状況

(1) 評議会は、国立学校設置法により、大学の運営に関する重要事項について審議する、最高審議機関としての役割を担っている。

その構成員及び具体的な審議事項は、次のとおりである。

① 構成員

学長、副学長、附属図書館長、附属病院長、学群長、修士課程長、人文社会科学研究科長をはじめとする博士課程の7研究科長、学系長及び学類長並びに評議会の議に基づき学長が指名する企画調査室長及び教授の計70名

② 審議事項

- ア 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- イ 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ウ 予算の見積りの方針に関する事項
- エ 学群、学系、学類その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- オ 学生生活に係る援助・指導・助言に関する重要事項
- カ 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項